

串間市公告第101号

地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和5年11月16日

串間市長 島田俊光



記

1 地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成した地区

- (1) みのさき地区（初田・田渕・谷ノ口）
- (2) 三ヶ平地区（三ヶ平）

2 縦覧場所

串間市役所の掲示板及び農業振興課

3 縦覧期間

令和5年11月17日～令和5年11月30日

4 意見の申し立て

各計画の案に対する意見については、別添の地域農業経営基盤強化促進計画の案についての意見書を記載の上、串間市農業振興課に提出してください。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとします。